

自衛消防業務新規講習（6月）の手引き

この手引きは、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5及び同法施行令（昭和36年政令第3号）第4条の2の8の規定に基づく自衛消防業務新規講習を受講しようとする皆さんに、講習の内容を正しく理解して受講申し込みいただくため作成したものです。

本講習は徳島市消防局が主催し、受講対象者は自衛消防組織の設置が必要な県内の大規模建築物で、自衛消防組織の統括管理者又は本部隊の班長となる方を対象としています。

目 次

- 1 自衛消防組織の設置が必要な大規模建築物等
- 2 講習日時・場所及び定員
- 3 講習の内容
- 4 受講申込み
- 5 受講料（テキスト代）
- 6 講習科目の一部免除
- 7 個人情報の取扱い
- 8 効果測定
- 9 5年ごとの再講習
- 10 注意事項

自衛消防業務新規講習受講申込書（別紙）

主 催 徳島市消防局

1 自衛消防組織の設置が必要な大規模建築物等

【対象となる防火対象物（建築物）】

自衛消防組織を置かなければならない防火対象物は、以下の①から③までのいずれかに該当するものとされました。

- ① 消防法施行令別表第一に掲げる以下の用途に供される防火対象物で、規模の要件のいずれかに該当するもの

対 象 用 途	
劇場等（１項）、風俗営業店舗等（２項）、飲食店等（３項）、百貨店等（４項） ホテル等（５項イ）、病院・社会福祉施設等（６項）、学校等（７項）、図書館・ 博物館等（８項）、公衆浴場等（９項）、車両の停車場（１０項）、神社・寺院等 （１１項）、工場等（１２項）、駐車場等（１３項イ）、その他の事業所（１５項） 文化財である建築物（１７項） ※共同住宅（５項ロ）、格納庫（１３項ロ）、倉庫（１４項）は含まれない。	
規 模	
（イ）階数が ４階以下 の防火対象物	⇒ 延べ面積 ５万㎡以上
（ロ）階数が ５階以上１０階以下 の防火対象物	⇒ 延べ面積 ２万㎡以上
（ハ）階数が １１階以上 の防火対象物	⇒ 延べ面積 １万㎡以上

- ② ①に該当する用途に供される部分が存する複合用途防火対象物１６項で、①の規模の要件のいずれかに該当するもの。（階数については、①の用途に供する部分のうち最も高い部分の階数で、面積については、①の用途に供される部分の床面積の合計で、それぞれ判断する。）
- ③ 延べ面積１，０００㎡以上の地下街（１６項の２）

2 講習日時・場所及び定員

- (1) 日 時 令和7年6月18日(水)・19日(木) 2日間
講習時間 9:00～17:00
受 付 8:30～(初日は8:50分までに着席のこと)
- (2) 定 員 20人程度
- (3) 講習場所 徳島市新蔵町1丁目88番地 徳島市消防局(3階講堂・中庭)

3 講習の内容

- (1) 講習は、2日間実施します。
- (2) 講習科目と時間割は、おおむね次表のとおりです。
- (3) 講習終了後、効果測定を行います。

講習科目及び時間割表

日程	時 間	講 習 科 目 等
【1日目】	8:30～ 8:50	受 付
	8:50～ 9:00	オリエンテーション
	9:00～12:00	防火管理及び防災管理の意義及び制度
	12:50～14:15 14:25～15:50	自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任
	16:00～17:00	防災設備等に関する知識
【2日目】	8:30～ 9:00	受 付
	9:00～12:00	自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害対応に係る総合訓練 ※
	13:00～14:00 14:10～15:10	防災設備等の取扱い並びに自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害対応に係る総合訓練
	15:20～16:20	効果測定
	16:30～17:00	修了証交付

時間割は変更することがあります。

※ 2日目は実技がありますので、動きやすい服装で受講してください。

4 受講申込み

- (1) 希望人数を電話予約

【予約先】徳島市消防局予防課予防係 TEL 088-656-1193

【電話予約期間】令和7年5月19日（月）～令和7年5月21日（水）

予約多数で定員を超えた場合、事業所毎に受講人数の調整し、調整結果を5月27日（火）に電話予約事業所へ連絡します。

なお、予約多数で定員を大幅に超えて調整困難と判断した場合、電話予約を早期終了とする場合があります。

- (2) 受講決定後、自衛消防業務新規講習（6月）受講申込書により、次に記載している申込受付期間中にメール又はFAXによりお申し込みください。受講申込書は、徳島市ホームページからダウンロードできます。

【申込先】徳島市新蔵町1丁目88番地 徳島市消防局予防課予防係

メール：shobo_yobo@city-tokushima.i-tokushima.jp

FAX：088-656-1201

【申込受付期間】令和7年5月27日（火）～令和7年5月30日（金）

5 受講料（テキスト代）

- (1) 受講料は無料ですが、**テキスト代として6,000円が必要**です。
- (2) テキスト代は、初日受付時に集金します。
- (3) テキストは、講習当日にお渡しします。
- (4) 申し込み以降に受講をキャンセルされた場合は、テキスト代（6,000円）をお支払いいただくことになります。

6 講習科目の一部免除

次に掲げる方は、該当する科目の受講が免除されます。

ただし、効果測定は免除されません。

免除される方	免除される科目
甲種防火管理新規講習の課程及び防災管理新規講習の課程の両方を修了している方	・防火管理及び防災管理の意義及び制度(3時間) ・自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任(3時間) ・防災設備等に関する知識(1時間) 計7時間

7 個人情報の取扱い

受講申込書に御記入いただいた個人情報につきましては、自衛消防業務講習修了者の名簿作成、自衛消防業務講習修了証の発行及びデータベースの作成に利用します。

8 効果測定

- (1) 効果測定は「法令関係（防火・防災管理に関する一般知識、自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任）」、「自衛消防組織の訓練関係（自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練）」に2分類して、それぞれ12問ずつ合計24問を出題し、**分類ごとに50%以上で、全体の出題数の70%以上を正解した者を合格とします。**
- (2) 効果測定に合格した人には、修了証を交付します。効果測定で不合格になった場合には、効果測定終了後に、再度必要な科目の講習（補講）を受けていただきます。
- (3) 効果測定は科目免除された方もすべての問題を回答していただく必要があります。

9 5年ごとの再講習

近年、社会情勢の変化や急激な技術の進歩に伴い、防災管理のあり方や法規制においても、随時見直しや改正がなされることが予測されます。これらの変化に対応するため、自衛消防業務講習修了者は、修了証の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習を受講しなければならないとされています。

（平成20年消防庁告示第14号及び告示第15号、改正平成23年消防庁告示第8号）。

なお、再講習の課程を修了しなければ、自衛消防組織の統括管理者及び本部隊の班長（消防法施行規則第4条の2の11の第1号から第4号に規定する班長）の任に就くことはできません。

10 注意事項

- (1) 講習初日は、テキスト代（6,000円）及び運転免許証、マイナンバーカード等の身分証明書をお持ちください。
- (2) 駐車場は用意しておりませんので、公共交通機関等を御利用ください。
- (3) 筆記用具の他、昼食・飲料水は各自で御用意ください。
（消防局内に受講者の方が利用できる自動販売機は設置しておりません。）
- (4) 講習中のビデオ・写真撮影、録音及び携帯電話の使用は御遠慮ください。
- (5) 講習の受付後に退席・早退する場合は、職員に必ず申し出てください。
- (6) 気象状況等により延期になる場合があります。
- (7) 発熱等症状のある方は、消防局予防課に連絡し、欠席として下さい。ただし、テキスト代は集金させていただきます。

以上